



薬生発1125第6号
平成27年11月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」等の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められており、クラス分類告示における一般的名称の定義等については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「平成16年局長通知」という。）により示しているところです。

今般、平成27年11月25日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第452号）が適用されること等に伴い、平成16年局長通知及び「医療機器の修理区分の該当性について」（平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「平成17年局長通知」という。）の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係事業者、

関係団体等に対し周知徹底を図るようお願ひいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会长、米国医療機器・ＩＶＤ工業会会长、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

記

1. 平成16年局長通知の別添CD-ROMの記録内容の一部を別添1のように改正する。
2. 1の改正に伴い、平成17年局長通知の別表の一部を別添2のように改正する。

剥離子の項の次に次のように加える。

				器 42	医療用剥離子	起子、 剥離 子及 びてこ	71048002	単回使用電動 剥離器	一般外科手術で組織の剥離に用いる電動式の器具を いう。本品は単回使用である。	II	6	一			
1970															

能動型展伸・屈伸回転運動装置の項の次に次のように加える。

				器 58	整形用機械器 具	理学 療法 用器 械器 具	71049002	生体信号反応 式運動機能改 善装置	生体信号に基づき関節を運動させることで、機能改善 を図る能動型装置をいう。	II	9	該当	非該当			
1971			1206													

(参考)

クラス分類告示 別表			特定 保守 告示 別表	設置 管理 告示 別表	類別 コード	類別 名称	中分 類名	コード	一般的名称	一般的の名称定義		ク ラ ス 分 類	GHTF ル ー ル	特定 保守	設置 管理	旧一般的 の名称 コード	旧一般的 の名称	旧ク ラス 分類	旧修 理種 別
1	2	3																	

単回使用心電用電極の定義を「体表に設置し、体表の電気信号を処理装置(心臓の電気活動等をグラフで表示する)に伝達する導体をいう。この電気活動を記録する一般的な装置は、心電計(ECG)である。本品は単回使用である。」に改める。

生理用タンポンの定義を「月経若しくは他の膣分泌物を吸収するために膣内に挿入するセルロース若しくは合成素材でできた詰め物又は月経若しくは他の膣分泌物を回収するために膣口に挿入する合成素材でできたカップ状の詰め物をいう。美学的又は脱臭の目的のため香料入りと無香料のものがある。」に改める。

振動式末梢血管貫通用カテーテルシステムの定義を「カテーテル先端に振動等を発生あるいは伝播し、末梢血管における完全閉塞部位の貫通に用いるシステムをいう。」に改める。

持続的気道陽圧ユニットの定義を「しばしば CPAP(持続的気道陽圧)といわれる。予め設定した圧力で一定量の酸素・空気を患者に供給し、これによって肺を軽度の過圧状態にし、ガス交換を支援する装置をいう。医師の指導の下、通常、気道閉塞による睡眠時無呼吸症の成人患者に用いる。」に改める。

。

。」(二段め)。

持続的自動気道陽圧工事の定義を「自発呼吸時持続気道陽圧工事を主とする、肺胞換気を支援するための装置である。」(第1回自動CPAP(持続的気道陽圧)式呼吸器の定義)。医師の指揮の下、通常、気道閉塞による呼吸障害の成人患者に用いられる。また一方利用して気道狭窄が自動的に開閉するCPAP圧(正压)をもたらす。

力士型補聴器の定義を「床足完全外耳道内装着式の小型の補聴器である。耳丸型補聴器の小型版である。」(二段め)。

完全耳内式耳丸型補聴器の定義を「力士型補聴器より小型で、耳丸の鼓膜付近まで完全に装着する補聴器である。」(二段め)。

別添2

剥離子の項の後に次のように加える。

				单回使用電動剥離器	II	—	—	—
1970		71048002						

能動型展伸・屈伸回転運動装置の項の次に次のように加える。

			生体信号反応式運動機能改善装置	II	該当	非該 當	G6
1971		71049002					

(参考)

クラス分類告示			コード	一般的名称	クラス 分類	特定 保守	設置 管理	修理 区分
別表	別表	別表						
第1	第2	第3						